



山形県公報

平成20年12月5日(金)
第2000号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(置賜総合支庁福祉課)...1543  
 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同)...同  
 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(児童家庭課)...1544  
 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)...同  
 土地改良事業施行の同意.....(村山総合支庁農村計画課)...同  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁北村山建設総務課)...1545  
 同.....(同)...同  
 一般国道の供用の開始.....(同)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...1546  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
 同.....(同)...同  
 指定構造計算適合性判定機関の指定.....(建築住宅課)...同

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....(商業経済交流課)...1547

## 告 示

### 山形県告示第1039号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地          | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地         |                | 変更年月日     |
|------------------------------|-----------|---------------------|----------------|-----------|
|                              |           | 変 更 前               | 変 更 後          |           |
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市門東町二丁目8番38号 | 訪問看護      | 訪問看護ステーション ナーシングなごみ |                | 平成20.11.1 |
|                              |           | 米沢市福田町二丁目3番169号     | 米沢市門東町二丁目8番38号 |           |

### 山形県告示第1040号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地            | 指定介護予防サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地         |                    | 変更年月日     |
|----------------------------------|---------------|---------------------|--------------------|-----------|
|                                  |               | 変更前                 | 変更後                |           |
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市門東町二丁目8番<br>38号 | 介護予防訪問看護      | 訪問看護ステーション ナーシングなごみ |                    | 平成20.11.1 |
|                                  |               | 米沢市福田町二丁目3番<br>169号 | 米沢市門東町二丁目8番<br>38号 |           |

## 山形県告示第1041号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.85パーセント」を「年0.90パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年11月13日から適用する。
- 平成20年11月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第1042号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.55%」を「年0.60%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年11月20日から適用する。
- 平成20年11月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第1043号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行に次のとおり同意した。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 土地改良事業を行うものの名称  
寒河江市（日田中向地区）
- 同意年月日  
平成20年11月28日
- その他  
この同意の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）同意のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示1044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成20年12月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|------------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 尾花沢市大字尾花沢字七色舟6660番2から<br>同 字上新田4660番54まで | 旧    | 14.5メートル<br>）<br>10.5 | メートル<br>1,300 |
| 同 上                                      | 新    | 44.0メートル<br>）<br>15.0 | 同 上           |

山形県告示1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成20年12月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|---------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 尾花沢市横町二丁目4055番1から<br>同 新町五丁目4660番75まで | 旧    | 11.0メートル<br>）<br>9.5  | メートル<br>1,312 |
| 同 上                                   | 新    | 38.0メートル<br>）<br>14.0 | 同 上           |

山形県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成20年12月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 347号
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字尾花沢字七色舟6660番2から  
同 字上新田4660番54まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月6日

山形県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成20年12月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市横町二丁目4055番1から  
同 新町五丁目4660番75まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月6日

山形県告示1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 温海川木野俣大岩川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長           |
|--------------------------------------|------|------------------|---------------|
| 鶴岡市大岩川字家の平140番から<br>同 温海字釜谷坂329番19まで | 旧    | 29.4メートル<br>4.6  | メートル<br>2,709 |
| 鶴岡市大岩川字家の平140番から<br>同 温海字荻田177番1まで   |      | 60.4メートル<br>11.8 | メートル<br>1,350 |
| 鶴岡市大岩川字家の平140番から<br>同 温海字釜谷坂329番19まで | 新    | 60.4メートル<br>7.0  | メートル<br>3,355 |

山形県告示1049号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         |
|------------------------------------|------|-----------------|-------------|
| 鶴岡市五十川字川内袋129番1から<br>同 字鳶ヶ坂127番5から | 旧    | 12.6メートル<br>5.0 | メートル<br>560 |
| 同 上                                |      | 32.0メートル<br>5.0 | メートル<br>985 |

山形県告示第1050号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社グッド・アイズ建築検査機構  
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地  
株式会社グッド・アイズ建築検査機構  
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
- 3 業務の開始の日  
平成20年12月5日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成21年4月5日まで縦覧に供する。

平成20年12月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
七日町再開発ビル  
山形市七日町一丁目2番39号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社七日町再開発ビル 山形市七日町一丁目2番39号  
代表取締役 小嶋恵吉
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考               |
|---------------|---------|---------|-------------------|
| すべての小売業者      | 午前10時   | 午後7時    | 年間231日は、午後7時30分閉店 |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|-----|
| すべての小売業者      | 午前10時   | 午後9時    |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前9時30分から午後7時30分まで。ただし、年間231日は、午前9時30分から午後8時まで

（変更後） 午前9時30分から午後9時30分まで

- 4 変更年月日  
平成20年12月4日
- 5 届出年月日  
平成20年11月19日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年4月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見